

つがる市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、つがる市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を期するとともに、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の代表者として、市政に関する権限及び責務を自覚するとともに、地方自治の本旨に基づきその使命の達成に努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民の代表者として、その品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約に関して、特定の業者を推薦し、又は紹介するなどの有利な取り計らいをしないこと。
- (3) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (4) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等の授受をしないこと。
- (5) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関し、特定の個人を推薦又は紹介しないこと。
- (6) 常に市民全体の利益の追求を指針として行動し、その地位を利用して金品を授受しないこと。

(納税報告の義務)

第4条 議員は、毎年6月30日までに、前年分の市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納付状況を記載した報告書（以下「状況報告書」という。）に税の納付を証する書類（以下「税の納付証明書」という。）を添えて議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定により提出された状況報告書を当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。

3 市民のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条の規定により選挙権を有する者（以下「有権者」という。）は、議長に前項の規定により保管されている状況報告書の要旨を閲覧請求することができる。ただし、税の納付証明書は、閲覧の対象としない。

(審査請求)

第5条 有権者又は議員は、第3条各号の政治倫理基準に違反している疑いがあると認める議員があるときは、議員にあつては議員定数の4分の1以上、有権者にあつては100分の1以上の連署をもって、これに反していると疑うに足る事実の証拠資料を添えて、議長に審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

2 議長は、前項の請求があつたときは、審査請求に係る書面の写しを次条に規定する審査会に提出し、審査を求めなければならない。

(審査会の設置)

第6条 議長は、政治倫理の確立を図るため、つがる市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、当該審査請求の適否及び当該審査請求に係る第3条各号の違反行為の存否について審査を行う。

(審査会の組織等)

第7条 審査会は、委員7人をもって組織する。

- 2 委員は、議長が議員の中から選任する。ただし、審査請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）及び審査請求をした議員は、除斥される。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審査会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 5 委員長及び副委員長は、委員において互選する。

(審査)

第8条 審査会の委員長は、第5条第2項の規定により議長から審査を求められたときは、速やかに審査会を招集するものとする。

- 2 審査会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査会は、審査対象議員の出席を求め、又は文書を提出することにより弁明の機会を与えなければならない。
- 5 審査会は、審査請求代表者、その他関係者から事情を聴取し、証拠書類等の提出を求め、参考人として出席させ、意見を聴くことができる。
- 6 会議は、原則非公開とする。ただし、必要があると認めるときは、出席委員の3分の2以上の同意をもって、公開とすることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告書の提出)

第9条 委員長は、審査会の審査が終了したときは、速やかに報告書を作成し、議長に提出するものとする。

(議長の措置)

第10条 議長は、審査会の報告を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、当該議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、次に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 議員の辞職を勧告すること。
 - (2) この条例の規定を遵守させるための警告を発すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置を講ずること。
- 2 議長は、前項の措置を講じたときは、審査請求代表者及び審査対象議員に対して審査の結果を通知する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年2月11日から施行する。